

《 院 内 掲 示 》

平成18年3月6日付厚生労働省告示107号に基づく「厚生労働大臣の定める掲示事項」は、下記のとおりです。

【入院基本料に関する事項】

●療養病棟（2階・3階・4階病棟120床）・・・20：1

日勤時間帯：入院患者様 8.2人に対して1人以上の看護職員を配置しています。
 〃 9.6人に対して1人以上の看護補助者を配置しています。
 夜勤時間帯：入院患者様 40.0人に対して1人以上の看護職員を配置しています。
 〃 40.0人に対して1人以上の看護補助者を配置しています。
 〃 かつ40.0人に対して3人以上の看護要員を配置しています。

●障害者病棟（5階病棟38床）・・・10：1

日勤時間帯：入院患者様 5.4人に対して1人以上の看護職員を配置しています。
 〃 15.8人に対して1人以上の看護補助者を配置しています。
 夜勤時間帯：入院患者様 19.0人に対して1人以上の看護職員を配置しています。
 〃 38.0人に対して1人以上の看護補助者を配置しています。

●地域包括ケア病棟（6・7階病棟41床）・・・13：1

日勤時間帯：入院患者様 5.2人に対して1人以上の看護職員を配置しています。
 〃 13.2人に対して1人以上の看護補助者を配置しています。
 夜勤時間帯：入院患者様 20.5人に対して1人以上の看護職員を配置しています。
 〃 41.0人に対して1人以上の看護補助者を配置しています。

※日勤時間帯：午前8時50分～午後5時10分

夜勤時間帯：午後4時50分～午前9時10分

【厚生局長への届け出事項に関する事項】

当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

◇基本診療の施設基準に係る届出

<ul style="list-style-type: none"> 療養病棟入院基本料1 地域包括ケア病棟入院料1 療養病棟療養環境加算2 医療安全対策加算2 診療録管理体制加算2 認知症ケア加算2 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者施設等入院基本料 特殊疾患入院施設管理加算 後発医薬品使用体制加算1 感染防止対策加算2 データ提出加算2 入退院支援加算2
--	--

◇特掲診療料の基準に係る届出

<ul style="list-style-type: none"> 障害者施設等入院基本料 特殊疾患入院施設管理加算 脳血管疾患等リハビリテーション料 がん疾患リハビリテーション料 呼吸器リハビリテーション料 運動器リハビリテーション料 在宅療養支援病院 在宅時医学総合管理料及び特定施設入居時医学総合管理料 	<ul style="list-style-type: none"> CT撮影及びMRI撮影 人工腎臓 胃瘻造設術(経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。) 薬剤管理指導料 透析水質確保加算 医療機器安全管理加算 検体検査管理加算Ⅰ 検体検査管理加算Ⅱ 在宅がん医療総合診療料
---	--

◇その他

入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時適温で提供しております。

※後発医薬品使用体制加算の届出により、後発医薬品(ジェネリック)の品質、安全性などの情報を収集したうえで、積極的に使用するよう努めております。

※医療安全対策加算の届出により、医療安全管理者による相談を受ける体制を整備しております。

【保険外負担に関する事項】

別紙掲示(保険外負担金 料金表)によりご確認もしくは事課にお尋ねください。

【特定療養費に関する事項】

- ・特別の療養環境の提供(室料差額)

当院では以下の項目について実費の負担をお願いしています。

病室の種類	料 金(1日あたり・消費税別)
個 室	12,000円又は8,000円
3人部屋	3,000円
4人部屋	1,000円